

○極東國際軍事裁判速記録 第一號

亞米利加合衆國、中華民國、大不列顛北愛爾蘭合衆國、「ソビエツ」社會主義共和國、聯邦、瀋洲聯邦、加奈陀、佛蘭西共和國、和蘭王國、新西蘭、印度及比律賓國

- 被告
- 荒木 貞夫
 - 橋本欣五郎
 - 平沼騏一郎
 - 星野 直樹
 - 賀屋 興宣
 - 木村兵太郎
 - 松井 石根
 - 南 次郎
 - 永野 修身
 - 大川 周明
 - 佐藤 賢了
 - 嶋田繁太郎
 - 鈴木 貞一
 - 東條 英機
- 土肥原賢二
畑 俊六
廣田 弘毅
板垣征四郎
木戸 幸一
小磯 國昭
松岡 洋右
武藤 章
岡 敬純
大島 浩
重光 葵
白鳥 敏夫
東郷 茂徳
梅津美治郎

昭和二十一年五月三日(金曜日)
東京都舊陸軍省内極東國際軍事裁判所法廷ニ於テ

午前十一時二十分開廷

○ヴァンミーター執行官 茲に極東國際軍事裁判所を開廷し、當裁判所に提示される如何なる問題に關しても聴取せんとするものであります。

○ウェツプ裁判長 今日此の法廷に集合するに先立ち、私共は恐るる所なく、且つ依姑臧負或は愛情に支配されることなく、法に照し公明正大なる判決を下すべしとの共同宣言に署名したのであります。私共は我々に課せられた責任の如何に重大であるかを十分に認識して居る

のであります。今回の如き重要な刑事裁判は、實に世界史上に其の比を見ないのであります。言ふまでもなく我が裁判所はベレス又はヘスチングを彈劾すべく開會せられた上院或は貴族院と異つて、各國の高級司法官より選拔せられた一般人士に依りて構成せられた裁判所であり、一方今回起訴せられた裁判所に出頭して居る各被告は、一地方知事の如き渺たる存在ではなく、過去十有餘年の間、即ち日本の國運隆々として居りました當時、指導的立場を占めて居たものばかりで、元首相、外相、藏相、參謀總長、軍令部長其の他日本政府の最高の地位に在りました者を含むものであります。是等被告の間はるる罪は、世界平和に對する罪、戰時法規違反の罪及び人道に對する罪並に是等の罪を犯す共同謀議であります。

起訴されて居ります罪は其の数の多いこと、其の規模の廣汎なることに鑑み、之を裁く裁判所として、最も適當なるものは國際的性質を有する軍事裁判所、即ち日本を屈辱せしめたる聯合國の代表者を以て構成せられた裁判所であるとの決定を見たのであります。是等の被告が從來保有して居ました地位が如何に重要なものであつたに致しましても、是が爲め彼等は最も貧しき一日本兵卒或は一朝鮮人番兵などが受ける待遇よりもより良い待遇を受けしめる理由となりませぬ。併し是等被告の間はるる罪の數及び其の特異性は、提示すべき證據に關し、當裁判所の最も細心の審査考慮を絶對必要とするものであると共に、彼等被告に對し適用すべき法規に付ても、最も慎重に之を認定しなければならぬのであります。

當裁判所の大きな任務は、事實と法との兩者に付き虚心坦懷公平なる態度を持つるのにあるのであります。檢察側は被告の間はれた罪が疑念を挾む餘地なきものなることを立證するの責任を持つのであります。本裁判所を設けました條例は、裁判所に對し公正且つ迅速なる裁判を行ふことを命ずるのであります。仍て私共は被告に對して公正なる裁判を確保し得る限度に於て、迅速なる裁判を行ふことを旨とするのであります。併しながら日英兩國にて公判を行ふ關係上、是が延引を來すが如きは蓋し不可避な事態でありませぬ。裁判所は之を考慮に入れて審理を短縮する爲め、實際上議論の存しない證據書類及び諸事實の提示に關し、檢察側、辯護人側兩者の事前諒解を求め目的を以て近き將來に於て右兩者の會合を當法廷に於て開催する所存であります。

○キーナン檢察 私は檢察側を代表致しまして、私の學識ある同僚と共に出庭致して居ります。御許可を得まして法廷に提出致したいものがござります。

向 哲 濬
裁事、上海高等法院檢察長。
コミンズ、カー氏
大ブリテン王國を代表して居ります。
S. A. ゴルンスキー
外務省條約局長、ソビエツ聯邦を代表して居ります。
A. J. ヨンスフイルド
瀋洲高等法院判事、瀋洲を代表して居ります。
ジェー、ゴエル、オネト
補佐檢察官代理、フランスを代表して居られます。
ボルゲンホフ、マルテル
オランダ王國を代表して居られます。
R. H. クイリアム氏

念を挾む餘地なきものなることを立證するの責任を持つのであります。本裁判所を設けました條例は、裁判所に對し公正且つ迅速なる裁判を行ふことを命ずるのであります。仍て私共は被告に對して公正なる裁判を確保し得る限度に於て、迅速なる裁判を行ふことを旨とするのであります。併しながら日英兩國にて公判を行ふ關係上、是が延引を來すが如きは蓋し不可避な事態でありませぬ。裁判所は之を考慮に入れて審理を短縮する爲め、實際上議論の存しない證據書類及び諸事實の提示に關し、檢察側、辯護人側兩者の事前諒解を求め目的を以て近き將來に於て右兩者の會合を當法廷に於て開催する所存であります。

○ヴァンミーター執行官 必要な宣誓を致します。

○ウェツプ裁判長 二人被告が缺席して居りますが、只今から二時半まで休憩を致します。
午前十一時四十二分休憩

午後二時四十分開廷
○キーナン檢察 裁判長閣下、私は起訴狀が朗讀されることを求めます。又は被告人或は被告人を代表する辯護人が、其の朗讀の權利を放棄するかどうかを質問されることを求めます。
○ウェツプ裁判長 放棄致しません。執行官ヴァンミーターさんに讀んで戴きます。
〔執行官起訴狀朗讀中〕
○高柳辯護人 裁判長閣下、抗議を申込みたいと思ひます。翻譯に誤りがあります。パースンズ・オン・ザ・ハイシーズは「洋上漂流者」ではなくして「公海漂流者」であります。英語並に日本語を知つて居る者として、此の起訴狀の中には明かな誤りがあると思ひます。
〔執行官訴因第二十二まで朗讀〕
○ウェツプ裁判長 只今より十五分間の休憩に移ります。
午後三時四十五分休憩
午後四時五分開廷
○大原辯護人 審理の途中でございますが、被告人大川周明さんの辯護人大原であります。昨日お手許に差出しました申請書に付いて……

ニュージランドを代表して居られます。
ゴビンダ・メノン氏
インドの代表檢察官はまだ到着されませんで、數日中におゐるになつて居ります。
ペドロ・ロベス
代議士、フィリピン聯邦の代表であられます。
○ヴァンミーター執行官 必要な宣誓を致します。

○ウエツプ裁判長 御名前は何と仰しやいますか。

○大風辯護人 大川周明の辯護人大原信一と申します。審理の途中でございますが、昨日御手許に申請書を差出しました。其の事項に付て申し上げたいと思ひます。但し此の内容に付きましては、御手許に差出しました書面の通りの内容でございますから、それを言葉にすることなく、此の内容に従つて御處理願ひたいと思ひます。

○ウエツプ裁判長 其の申請に關しては後で提出して下さい。是は後で採用致します。只今は之を審議すべき時期ではありません。

〔執行官訴因第四十七まで朗讀〕

○ウエツプ裁判長 本公判は明日の午前九時三十分まで休廷致します。

午後四時五十分休廷

